

監 査 報 告 書

学校法人 貞静学園

理 事 会 御 中

2025年 5月 22日

学校法人 貞静学園

監 事 堀之北 重久 (印)

監 事 久米 信行 (印)

私たちは、学校法人貞静学園の監事として、旧私立学校法(令和5年5月8日施行)第37条第3項に基づく監査報告を行うため、同学園の2024年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席するほか、私たちが必要と認めた監査手続を実施しました。

監査の結果、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは旧寄附行為(令和2年4月1日施行)に違反する重大な事実のないことを認めます。

以 上